

## 不在者投票事務取扱要領

### 1 不在者投票のできる方

指定病院等に入院中（入所中）の田上町の選挙人名簿に登録されている方で、不在者投票事由に該当する方に限られます。

### 2 不在者投票用紙等を請求できる期間

選挙期日の前日（4月22日）まで請求できますが、当選挙では投票できる期間が4日間と短いため、早めに請求されるようお願いいたします。

なお、告示日（4月18日）前でも請求できます。

### 3 不在者投票のできる期間

告示日の翌日（4月19日）から選挙期日の前日（4月22日）まで

なお、投票用紙等を告示日前に当町選管委員長あて請求した場合、告示日前に投票用紙等を当町選管から送付する場合がありますが、告示日の翌日前に不在者投票を行うことはできませんのでご注意願います。（告示日の翌日前に行った不在者投票は無効となります。）

### 4 不在者投票用紙等の請求方法

(1) 指定病院等に入院中（入所中）の選挙人からの依頼により、不在者投票用紙等を代理請求する場合には、当町選管委員長に請求することになります。

その際の選挙人からの依頼には、別紙「不在者投票用紙等代理請求依頼書」又はこれに準じたものを用い、当町選管委員長に請求する場合には、別紙「不在者投票用紙等代理請求書」又はこれに準じたものを使用してください。

(2) 点字で投票しようとする選挙人にあっては、必ずその旨を申立てさせ点字用の投票用紙を請求するようにしてください。

### 5 不在者投票用紙等の交付にあたっての留意事項

上記4により代理請求して交付を受けた投票用紙等を選挙人に交付する際には、投票手続きについて十分指導し、貴職が設置する投票記載所以外の場所で投票用紙等に記載することのないようにしてください。

## 6 不在者投票を行うときの留意事項

### (1) 投票の秘密保持について

選挙人に不在者投票をさせる際には、必ず投票を記載する場所に相当な設備をして投票の秘密を保持するとともに、不正な手段が行われることのないようにしてください。

特に、選挙人以外の者によって投票が行われることのないように十分注意してください。

### (2) 投票立会人について

投票をさせる際には、選挙権を有する者を立ち合わせなければならないことになっており、この立会人が欠けた場合の不在者投票は無効となりますので、必ず立会人を定めて立ち合わせてください。

なお、立会人は不在者投票管理者又はその事務を補助する者と兼ねたり、代理投票の際の代理記載を補助する者（代理記載者及びこれに立ち会う者）と兼ねたりすることはできないので注意願います。

### (3) 投票方法について

投票する際には、内封筒には何も記載せず、記載の終わった投票用紙をこの内封筒に入れて封をし、さらにそれを外封筒に入れて封をするとともに、その外封筒の表面には選挙人（代理投票の場合は代理記載者）が、またその裏面には不在者投票管理者及び立会人がそれぞれ所要事項を記載することとなっているので、その記載について脱漏、不備の点がないようにしてください。

特に、外封筒表面の「投票者」欄には次の(4)に掲げる代理投票の場合を除いて、必ず当該選挙人が自ら署名しなければならず、また、その封筒裏面の「立会人」欄には必ず立会人自身が署名しなければならないので注意願います。

### (4) 代理投票等について

不在者投票の代理投票を行わせる際には、外封筒表面の「投票者」欄には、代理記載をした補助者がその選挙人の氏名を記載しなければならないこととなっているので、封筒等の送致を受けた当町選管では、その封筒の表面からだけでは当該投票が代理投票であったかどうか判別できないので、送致する際には必ず別紙「不在者投票の代理投票調書」を作成のうえ添付してください。

## 7 不在者投票の送致

投票を終わり選挙人から提出された不在者投票は、貴職から当町選管の委員長に送致され、そこからさらに選挙人の属する投票区の投票管理者に送致されることとなりますが、もしその投票が投票所閉鎖時刻までに到着しない場合は無効となりますので、投票を放置しておくことのないよう十分注意されるとともに、投票を郵送する場合には、その遅延等を考慮し、必ず「速達」で「不在者投票在中」等と朱書し、送付先に誤りのないよう送付願います。

## 8 不在者投票に要した経費の請求について

不在者投票に要した経費として、選挙人1人につき1,073円を交付します。町議選で不在者投票を行った場合の田上町選管への請求方法については下記のとおりです。

### (1) 請求書の様式

別紙「請求書」によること。町ホームページにも掲載されております。

### (2) 請求書の提出先

郵便番号 959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町選挙管理委員会

電話 0256-57-6222

### (3) 請求書の提出期限

令和5年5月12日（金）必着

※ 経費の交付対象は、「不在者投票を完了した選挙人」であるため、無投票になった場合は交付されませんので、あらかじめご承知おきください。

投票の有無は告示日（4月18日）の午後5時以降に判明いたします。

無投票になった場合は、町ホームページに掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。